

出張報告届

令和 3 年 11 月 17 日

吹田市議会議長様

会派名 自由民主党絆の会

代表者氏名 澤田 直己

出張者氏名 白石 透

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	アットビジネスセンター池袋駅前別館
期間	令和3年11月12日 から 令和3年11月12日まで1日間
出張の成果	別紙のとおり
備考	議員・職員のための 上下水道事業の現状と課題 ～安定的な地方公共企業の経営を目指して～ 「上下水道事業のあり方」 「地方公営企業の改革」



(株) 地方議会総合研究所

報告書

上下水道事業のあり方

地方公営企業の改革

日程：令和3年11月12日

場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館

講師：横浜市立大学教授 宇野 二郎氏

水道事業は、市制町村制制定1888年が水道条例制定1890年に先行して「公営」ではなく「市町村」公営が制度化され、この制度の下で発展した大都市水道のあり方やそこでの必要性が戦後の地方公営企業法制定1952年に影響したとされている。

その後、1956年の水道法で市町村経営原則を確認し1977年の水道法改正で広域的整備計画の導入、市町村経営原則の明確化につながった。この1977年は水不足の年（水資源開発の問題だったとされている。）

この水道法は横浜から始まったとされている。開港地で疫病などは水で感染すると考えられパンデミックを起こさないために、水をきれいにする必要が重要だと考えられた。

さて、地方公営企業法（1952 年）の理念であるが、はじめは、地方財政法（1948 年）の原則非募債主義（第 5 条）、公営企業費の適債化（第 5 条但書）、特別会計化と独立採算制（第 6 条）、即ち自償性と考えられ、税金で返すのではなく、使用料で返せる（特別会計）となっていた。

さて、現実的な講義で水道施設の業績指標で東京都と大阪市の比較で興味深い解説があった。給水拠点密度であるが、100km²当たり東京では 15.9 箇所であるのに対して大阪では 38.2 箇所となっており、その違いがいいのかどうなのかは土地の事情があり、判断出来ないが、何よりも、私にとって、大きく影響された指標だったのが、経年化管路率であった。これは法定耐用年数を、超えた管路率であるが東京都のそれは 3.6%であるのに対して、大阪は 31.4%と大きくかけ離れていた。その考え方は「ぼちぼち寿命が来るから管路を交換しようか」と東京は考え、大阪は「使える管路は使えるだけ使おう」と考えるかの差だ。私の考え方は、自治体の財政状況にも大いに左右されるが、遅かれ早かれその時期が近づいているのだから、事前に交換すべきと考えるが、他の人はどうであろうか？

意見の分かれるところだと思う。

先日の和歌山での事故のようになることが想定できるのだから、ならば、その前にやるべきと思う。

この件について、休憩中に他の受講生や講師にも聞いてみたが、講師は私と同じ考え方であった。

今回のセミナーは現地受講が 25 名、リモートが 3 名であったが、私はよく現地でのセミナーを受けるが、過去に、セミナーで知り合ったある地方議員と、私の地元の知り合いが県人会を通して、その地方議員と関わりがあり、先方自治体に変にお世話になっていることなどもあり、セミナーで知り合ったことも役立っている。引き続き積極的に参加していこうと思う。